



白川侯傳心錄

下

服部文庫  
117  
105  
2



白川侯  
定信朝臣

傳心錄

坤

一

117  
105  
2



町奉行の以事許以不取存と云語取没義は下与力以心奉  
 油許すとの先二又これらに轉業の事か云と云ひは下与力  
 と云はれぬとも依怙は違ふ所あり又格取と云ふ句  
 ともては思へ例の取業の事と云ふ者も此の如し  
 取業の事も存るるも支取下の事と云ふ者も此の如し  
 一丁よりよむは町年事と折りて是れ素向はたつて町年事  
 業と取業を合する事と云ふは此の如し是れ支取下の事と云ふ  
 言ふ力以心は勤方情善悪等あり与力以心は勤方情善悪  
 法方に御先代に評議を合備候存る改不及は格取  
 の儀は法度と云ふものなり是れ町奉行の云ふ事町年事  
 の取業と云ふ事と云ふは格取候事と云ふ候也又此の如し

止ぬる事なきを、以後は此類者も、（一） 下直  
之より、或所より割れ拘は法也、人より是も法也、（二）  
まゝ申す上り、下法は法なり、法なり、（三）  
たる事、（四） 法を高く置て、（五） 依之、（六） 表向法を計り、（七）  
時節及び分毫、是れ所より、（八） 或人、（九） 法を、（十）  
田家の事、（十一） 叶ふ、（十二） 法を、（十三） 目あり、（十四） 捕刑  
罪より、（十五） 法を、（十六） 法を、（十七） 法を、（十八）  
よめ、（十九） 是れ、（二十） 法を、（二十一） 法を、（二十二）  
能く、（二十三） 法を、（二十四） 法を、（二十五）  
是れ、（二十六） 法を、（二十七） 法を、（二十八）

何れ止ぬる事なきを、以後は此類者も、（一） 下直  
之より、或所より割れ拘は法也、人より是も法也、（二）  
まゝ申す上り、下法は法なり、法なり、（三）  
たる事、（四） 法を高く置て、（五） 依之、（六） 表向法を計り、（七）  
時節及び分毫、是れ所より、（八） 或人、（九） 法を、（十）  
田家の事、（十一） 叶ふ、（十二） 法を、（十三） 目あり、（十四） 捕刑  
罪より、（十五） 法を、（十六） 法を、（十七） 法を、（十八）  
よめ、（十九） 是れ、（二十） 法を、（二十一） 法を、（二十二）  
能く、（二十三） 法を、（二十四） 法を、（二十五）  
是れ、（二十六） 法を、（二十七） 法を、（二十八）

天下は極民云々といふまゝに二三を海に居る者能く自ら  
曰ふは昔折伴を以て下人の言に互は上下を隔て居るは  
あつたらぬ下人も下女も同じ百姓人の子依りて  
此の條から来れば隔て居るは幸なく不幸なれば  
下人と事たる様なるも其の旨信ふものと違ひ事と  
これに偏する下にも上格より其を極くして今も皆  
夫と之れをいふなり妻をたると同なる物をさす所なり  
夫言ふは夫とあつて廿年か所役人中談風俗の習俗は  
此の條よりさすは法を改めざる所なるは流俗  
子を改むとさすも氷と動をいふは其の意は下と上  
同じを改むは其の意は下と上を改むは其の意は下と上  
同じを改むは其の意は下と上を改むは其の意は下と上

年來各名家は其所を極くして天命の中は合  
点は其の意の旨は自風俗の習俗なり又人情の  
たはるは其の意の旨は自風俗の習俗なり又人情の  
止むるは其の意の旨は自風俗の習俗なり又人情の  
寺社有り封を其の意の旨は自風俗の習俗なり又人情の  
社格帳も有る封を其の意の旨は自風俗の習俗なり又人情の  
寺の何れの何れ寺の何れは地は建てる間山に詣りて  
其の意の旨は自風俗の習俗なり又人情の  
法を其の意の旨は自風俗の習俗なり又人情の  
其の意の旨は自風俗の習俗なり又人情の  
又其の意の旨は自風俗の習俗なり又人情の

お前寺院を修せり一に上級佛極意を志しは堂  
塔の建意をあたうこと、欲の為小佛を賣物に成しちん  
之州堂より遠くより奉養の用立計のりり、装束履等  
不及りて昔は費法也多しと書るるに封日の元  
外と勤む任形を申すに年々もくもかきと申す未だ  
極不備と云ふは、かきと申すに及老年未だ不叶り制  
の外に通改し世方習ふに、先代は持念の元  
我々の神に在るも、修業といふは、法を修む佛に  
するに、又法を修むは、神に祈禱するは、此は祈禱を  
あるに、極中極細、或は出家山杖の教、教を定むる  
封日より、未だ必し、此の言を、一に好む、人の習ふ

祈禱と申すは、日本古代よりあり、神部中に、持念古田白川の  
神祇官の司、此の出家山杖の相術を以て、修業治道  
道理を修むるに、古法を以て、知識といふに、たゞ  
相術を神の道とて、修むるに、天を以て佛に、此の  
大長悪なり、此の司、此の言、此の言、此の言、此の言、  
神徳の、此の言、此の言、此の言、此の言、此の言、  
天災地故、或は、夜病の、此の言、此の言、此の言、  
此の言、此の言、此の言、此の言、此の言、此の言、  
天地の、或は、此の言、此の言、此の言、此の言、  
たゞ、此の言、此の言、此の言、此の言、此の言、  
此の言、此の言、此の言、此の言、此の言、此の言、

たすまり又ひやいよは法のたはり命に終るひや  
右命の信らり来たるといふ少き命は王師め業め業の  
言をやりてはまるとありえれり言 神を改めるとあり  
よ 此の法出家の依りて事あるは是は二所は  
法とてより下ありは是の同く神代はありて法のあり  
傳りて是の教家の司りては信あり 信は信士の上  
世より流布して下り王師のよき法にて法を改めると  
示すたりては信成人の心とてしに 胡術を信する  
傳下するはやはりあるは一所に 友味部 信  
信をとりては是を信せしむるに 胡術有りては 信  
かねて是の信を改むると是といふものと信するは是の法に君子の

るは法に適ひて莫くはきりては王師のよき法にては  
法のありては 罪を謝行はしてしるべきは何と  
たすまり言ひてははるをとりてはしるや相も法は代  
は信成りてはしるくは 改むるや上り下りては葬法の式  
なりは是の法にたはるをあらたきふはしるは子とてありては  
はるひてははるくは是の用を費してはしるは 杖の葬法と  
いふなりては 棺擲の夫を成たははるははるに信  
布施を以て是を死後の孝とては信のありては 杖の  
法にたはるははるは死後の孝とては 表とありてははる  
是の信ありてははるは 葬法に限るはるは 杖の信と  
信は 後世に流りてははるははるは 杖の信





あつた火をけりて焼くは人懐かぬまゝのしほは是は釋  
の燬る儀是又天をけたる清淨なるものなり  
埋すかまゝ又首を割るに命を奪ふ有らざるが如きは  
能く道理を考へて是を重んずる物の理を闡くは生靈の  
係るもの多し民官侯家の別はありて然るを俄に法に  
變するは民の心を亂し又正教の害を成す家教の法  
に少きものなり法に多きもの知りぬれば災を招き  
之を志すは猶も出那なり寺社をけりけりとのまじ  
一和してまゝに法を重んずるは是を此の法を人止め  
あつた也一村に止る一山に止るは此の法を人止め  
おぼしめしは此の法を重んずるは是を此の法を人止め

政事より表家と雖も、勿見心あるに限り、集りて共  
有るをす。向論法より、其法を定むるは、此の法を人止め  
悲と云ふとするは、此の法を定むるは、此の法を人止め  
と雖も、此の法を定むるは、此の法を定むるは、此の法を人止め  
○此の法を定むるは、此の法を定むるは、此の法を人止め  
不極、万術二層は、此の法を定むるは、此の法を人止め  
物に、此の法を定むるは、此の法を定むるは、此の法を人止め  
上は、此の法を定むるは、此の法を定むるは、此の法を人止め  
却り、此の法を定むるは、此の法を定むるは、此の法を人止め  
法より、此の法を定むるは、此の法を定むるは、此の法を人止め  
上を、此の法を定むるは、此の法を定むるは、此の法を人止め



勤も拘る程の及不慮の物たり種係るべきありて  
 れい爲例之元ノ後知定なり一お流にをけり多は  
 火々字字より見以負けりこれお流一常と  
 カ一た方より七七活なりと  
 ヲ極まりてこそまじきお流に事をしての上は  
 りと昔のなごころ守守守守ののののののの  
 京大坂を名体も堺ホの所この色合何事も先代と  
 格合をよつた新法とふも想ふ向ぬりたるも  
 して先例の〇作をまじりて物と情事の格を  
 考充るるゝと式格束とて所為し得る事  
 おもひに申法にるるを形位を申すのと

何のいともいふおをりて先代に申し流種事  
 或は上代爲る事とぬすよの法儀を申す  
 此の言葉に家記肝要と下れ心離りたる事  
 下心に申すお建立地を社流儀の事はは  
 りきりて何れも何れも年月と修り西  
 かりかりしをなすお物お光及び郡内お下  
 名下代に找お元年の序と帝封に巡見せり  
 佐持に修造して天神社と申し破換多  
 お出ても遠い使多ありて下出も不  
 言葉より多く取多ありて是の上より造  
 りておものお合ををておをるは是を  
 佐持の地と

今村より一里半の所はなるとは破換の事一里半を従ふ  
て左指の事と郡より一里半は松の中迄の  
料の事と何れも後日士入魂の事と後上平を  
以てし未言の

道中より一里半の所はなるとは破換の事一里半を従ふ  
て左指の事と郡より一里半は松の中迄の  
料の事と何れも後日士入魂の事と後上平を  
以てし未言の  
道中より一里半の所はなるとは破換の事一里半を従ふ  
て左指の事と郡より一里半は松の中迄の  
料の事と何れも後日士入魂の事と後上平を  
以てし未言の

是れは自の事と領主役人の所方も其の外は  
一里半はなるとは破換の事一里半を従ふ  
て左指の事と郡より一里半は松の中迄の  
料の事と何れも後日士入魂の事と後上平を  
以てし未言の  
是れは自の事と領主役人の所方も其の外は  
一里半はなるとは破換の事一里半を従ふ  
て左指の事と郡より一里半は松の中迄の  
料の事と何れも後日士入魂の事と後上平を  
以てし未言の



時迄先ず大越と申すは旗指物とひらひうへと馬の参りは好  
 秋一返り葉を打る面々の報と申し候はるを捕らへ  
 十たりは昭く申す方々時とどの何篇よりあるや 証と云はれ  
 家或は柏子木と云ふとあつたにあらざるの峯とにゆくゆへ  
 十三日より上出ていふや町はも同色の羽織を穿て鳥羽の  
 およめとて 三糸常々 洲ほの指さるにふりまはすや川  
 とあつたふりあつたはるに 松子伝やわたりありて年あつた  
 三好平伝といひ出づるを 越前守もあつたに申すや  
 帳と申すに子の方候に申すに 江戶よりいふは  
 意に申すに 尚も申すに 限るに 越前守と申し候に  
 なるに 秀康のいふに 飛海なるに 我れ打出を所は

浦はあつた人との無き候に 某業の指し大能なり 生れと候  
 能あつたのいふに 市代より 某書を以て 後と申すに 後  
 意覚候に 下り申すに 其先候より 一通の付に 某書を  
 一編又あらざりて 証に付也と云ふに 傷の人を 押陣を  
 通すに 候に 証に付し 性まはるに 不明なるに 後  
 伴のあつたに 後あつたに 何と申すに 某書を以て 後  
 りの申すに 某書を以て 某書を以て 某書を以て 某書を  
 是をい 洋漢の戦場より 某書の利害と 互に 某書を以て  
 りて 申すに 某書を以て 某書を以て 某書を以て 某書を  
 物に 某書を以て 某書を以て 某書を以て 某書を以て  
 申すに 某書又一 本と申すに 某書を以て 某書を以て





















たはるはこれの神名の何れなるかあつてあるか否かのたゞし  
其系如半越前等の此は福井といふ事傳は信じて又この處の  
傳はたまたまそのまじりとて想を付しては水具等として  
ものとあつても其の傳はるるに於ては此の傳はるるに  
しは是の傳の短力の意のものもあつても其の傳はるるに  
の程にすむる方をききておとするとあるは其のたゞし  
成丈とあるは其の傳はるるに於ては此の傳はるるに  
念を覚ひ息をたらしむるに性神ありて此の傳はるるに  
すし歩りて其の傳はるるに於ては此の傳はるるに  
おて感てつて是を秀康の傳に記し置きしと伊藤君の  
傳はるるに於ては此の傳はるるに福井の傳はるるに

越前守のまは波のの仕をよの家のまは此の傳はるるに  
家風の浦家なるも係るに於ては此の傳はるるに  
此の傳はるるに於ては此の傳はるるに  
おの何量もそのまはるるの判を立ぬるに其の傳はるるに  
又石の掛は其の傳はるるに於ては此の傳はるるに  
不智なるに其の傳はるるに於ては此の傳はるるに  
此の傳はるるに於ては此の傳はるるに  
此の傳はるるに於ては此の傳はるるに  
人我を不應ものよに何れなるに於ては此の傳はるるに  
今も此の傳はるるに於ては此の傳はるるに  
此の傳はるるに於ては此の傳はるるに







御川も東を流るる平の北の谷に在り又今或他より  
き合りのまゝに付きて一分に立ぬやうに成るべし  
いふ中をりたる先能付課程と成るまじし心をも  
一日の各折をくは不やく工夫成十年なり  
大石河を以て追拂、成りもよす。○早追を以て  
在りて在りて江に在り或は他ありとも  
大事は從ては役を人より勤りて  
常神の道中より人より勤りて  
他学の者への合時に人より速く  
役を罵り、取江川を以て  
し来るに河れりて

此の御川も東を流るる平の北の谷に在り又今或他より  
き合りのまゝに付きて一分に立ぬやうに成るべし  
いふ中をりたる先能付課程と成るまじし心をも  
一日の各折をくは不やく工夫成十年なり  
大石河を以て追拂、成りもよす。○早追を以て  
在りて在りて江に在り或は他ありとも  
大事は從ては役を人より勤りて  
常神の道中より人より勤りて  
他学の者への合時に人より速く  
役を罵り、取江川を以て  
し来るに河れりて



町野の石匠之者掘廻りにてけりてすまふは若き勤忠  
於更他つす合りてつてふ掘りて才一た刀掘紙の五枚語  
渡是れ父子のた刀あり流之振も更に渡すもあり善覚  
悟をたまひに九也一礼に計りて多しりし也り田あ一松平藤太  
初りて善覚のまをり一報かきけ披露の仕方善覚の側向  
無し讀あり披露すまふとのなりは用人の内より一侍  
方必りて志ありて是る急におりてはるは合をてつて  
勤忠との善覚のなり尚感あるにせげは善覚のなり  
武士のぬ業礼にかりてりし流病に三を武村孝康九枚  
相好の相法覚て存りてりし調子擲の五枚語中かきけ  
るこ心りて存りてりし尚更の由大徳戸役て語邊是

新下徳目公小徳目人徳相師徳師を支配す役業徳を者  
表紙より勤忠より白川は持て出下り常見分は善覚  
武忠新りの老く存りてりし一向善覚のなり計りて  
徳より何れも無し善覚なり存りてりし善覚のなり我  
まきりて徳をり知年徳目人又の徳目人何れも  
何れも徳をりてりし徳目人計りてりし徳目人  
武忠の徳をりてりし徳目人計りてりし徳目人  
へき中より徳目人武忠徳目人計りてりし徳目人  
の武忠の徳目人計りてりし徳目人計りてりし徳目人  
計りてりし徳目人計りてりし徳目人計りてりし徳目人  
善覚の徳目人計りてりし徳目人計りてりし徳目人



後平親明の事し詔を悔する多きありて授得ぬと新  
の事なりつて此の命を授けし事ありてははるべき事  
なりとて命を授けし事ありてははるべき事なりとて  
命を授けし事ありてははるべき事なりとて命を授け  
し事ありてははるべき事なりとて命を授けし事あり  
てははるべき事なりとて命を授けし事ありてははる  
べき事なりとて命を授けし事ありてははるべき事な  
り

夫思ふは是れも事なりとて命を授けし事ありては  
はるべき事なりとて命を授けし事ありてははるべき  
事なりとて命を授けし事ありてははるべき事なりと  
て命を授けし事ありてははるべき事なりとて命を授  
けし事ありてははるべき事なりとて命を授けし事あ  
りてははるべき事なりとて命を授けし事ありてはは  
るべき事なりとて命を授けし事ありてははるべき事  
なりとて命を授けし事ありてははるべき事なりとて  
命を授けし事ありてははるべき事なりとて命を授け  
し事ありてははるべき事なりとて命を授けし事あり  
てははるべき事なりとて命を授けし事ありてははる  
べき事なりとて命を授けし事ありてははるべき事な  
り

為しつゝいふは法の時不執りては...  
 考し初意をめぐりし由りては...  
 之違作... 我...  
 初意... 我...  
 可くは... 又我...  
 一ツく... 我...  
 一たら... 我...  
 若素向... 我...  
 付家... 我...  
 十... 我...

宣法の文世才了る即左様...  
 二... 我...  
 一... 我...  
 又... 我...  
 是程... 我...  
 又政... 我...



の出入用ひて四方の道一山は禿形寺後移轉なり  
工高藏を移して持民の字を全宗の飾とせたる物に珍  
異を寓せたる物と後老孤貧弱を寓せたる物に必  
録あり況や父は仕へ友は答へ下りまき三十一人後教  
ゆふ老務仁義を以てす各は各の時を以て以て人々材は  
老あり老はありて而も老を以てはるる事ありしは後人  
不及何ぞ勤るものか大之は道は是を以て道なりと  
時を以て亦も想するなり大之は道は是を以て道なりと  
可道作信まをす今を己斗ふは地事なりと道は是を以て  
おまきなりと云々

天明三年十二月

樂箱老疾樂則樂戒

附廢書

全

樂則

樂翁老疾

仰不愧俯不作 政和年豐 宗族歡和 子孫孝敬  
 庶官不曠 荒政有備 樸直老臣 易良俊童 開場  
 觀壯士演武 泣學聽才俊講藝 居易聽天 安分知  
 足 覺無慮 寐無夢 會心處 忘機時 講讀方得  
 規戒補過 大賢格言 英雄偉績 山水勝情 良辰美景  
 展畫臨字 明窓淨几 吟花步月 靜坐焚香 散步弄笛  
 小酌微醺 呂水試茶 早起聽鶯 夜談圍爐 南軒負暄  
 北窓高枕 花綻果熟 移石引泉 園林洗竹 灼艾驅二  
 豎 出浴風小園 瓦鼎木格不飾 一山看野菽 隨有生君





Handwritten text in cursive script, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is faint and difficult to decipher but appears to contain several lines of prose.



